



教高指第1246号
令和3年8月25日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の県立学校の 対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、国は8月17日に、新規陽性者数の急増により医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、本県の緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長することを決定しました。

本県の児童生徒及び教職員の感染状況は、夏季休業期間中にも関わらず、陽性者数が増加しており、家庭内感染だけではなく、多くの学校で部活動内の複数の陽性者が発生しております。児童生徒及び教職員の安全を確保し、教育活動を継続するためには、児童生徒及び教職員一人ひとりが、危機感を共有し、感染対策を一層徹底する必要があります。

つきましては、夏季休業期間終了後の県立学校の対応について、下記のとおりとしましたので、適切に対応願います。

また、令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より事務連絡「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（別添資料2）が通知されましたので、併せて送付いたします。

記

1 感染予防の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。

イ ICTを活用するなど健康観察の方法（把握・集計）を工夫し、徹底をはかること。

ウ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア 手洗い及びマスクの正しい着用を徹底すること。なお、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの

順に効果があるとされていることを、保護者及び児童生徒に対し適時情報提供すること。

イ 気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。(常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。)

(3) 食事中的会話禁止

食事中的の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。

(4) 登下校の際は、直行直帰を徹底すること。

2 期間について

令和3年9月12日まで(緊急事態宣言期間終了まで)

ただし、緊急事態宣言期間終了後、概ね2週間程度は感染拡大防止の観点から同様の対応を実施することができる。

3 授業における対応について

(1) 県立中学校・高等学校における時差通学及び短縮授業の実施

登下校時の電車・バス等による過密状態を極力避けるため、原則として始業時刻の繰り下げ及び短縮授業を行うこと。なお、始業時刻の繰り下げ及び短縮授業の具体的な扱いについては、生徒の通学方法や使用する交通機関等を踏まえ、各学校の実態に応じて判断すること。

(2) 県立中学校・高等学校における分散登校とオンライン学習等を併用した授業の実施

ア 感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続するために、教室内の生徒の間隔を可能な限り2m(最低1m以上)確保して授業を実施すること。

イ 通常規模の教室では20名程度を基本とし、分散登校とオンライン学習等を併用した授業を実施すること。

ただし、課題考査や学校行事及びそれに関わる最低限の準備等については、この限りではない。その際、感染防止対策を徹底すること。

なお、オンライン学習の実施にあたっては、すべての生徒が平等に学びを保障されるよう、学校としての統一性をもって取り組むこと。

ウ 進学や就職を控えた生徒に適切な指導ができるよう、登校の機会を優先的に確保すること。

エ 定時制・通信制課程については、規模に応じて判断すること。

分散登校とオンライン学習を併用した授業のイメージ

【学年毎に登校日を分ける例】

	月	火	水	木	金	教室人数
3 学年	○	○	○	○	○	20名（空き教室等を利用して毎日登校）
2 学年	○	※	○	※	○	20名（空き教室等を利用して隔日で登校）
1 学年	※	○	※	○	※	20名（空き教室等を利用して隔日で登校）

※ 家庭学習（課題・オンライン学習等）

【午前、午後で登校する生徒やクラスを分ける例】

	午前	午後	教室人数
奇数番号の生徒や奇数クラス	登校	※	20名（空き教室等を利用して毎日登校）
偶数番号の生徒や偶数クラス	※	登校	20名（空き教室等を利用して毎日登校）

※ 家庭学習（課題・オンライン学習等）

(3) 県立特別支援学校について

- ア 感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続するために、教室内の児童生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m以上）確保して授業を実施すること。
- イ 障害の状況や地域の感染状況等を踏まえて対応すること。
- ウ 職業学科・高校内分校については、生徒の通学方法等、学校の実情に応じて始業時刻の繰り下げ等の検討を行うこと。
- エ 職業学科・高校内分校以外の特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。
- オ 始業時刻の繰り下げ等を行った場合は、学習の遅れが生じないように丁寧に対応すること。

(4) 分散登校に関する出欠の取扱い等

- ア 学年毎に登校日を設定する場合は、登校の対象である学年は授業日数に含み、登校の対象でない学年は授業日数に含まない。
- イ 学年の一部を休業とした日数は授業日数に含み、授業のある生徒については出欠を記録するとともに、授業のない生徒については「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- ウ やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用し学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年毎に記録する。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

4 各教科等の指導について

感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動については行わないこと。

なお、専門学科において実習等を行う場合は、換気や衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないように配慮すること。

- (1) 長時間、近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
- (2) 音楽における近距離で行う合唱及び管楽器演奏
- (3) 家庭科における調理実習
- (4) 県立特別支援学校での生活単元学習等における調理実習、専門教科及び作業学習における外部の方を対象にした活動
- (5) 保健体育における、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

5 学校行事について

- (1) 始業式等の全校集会

児童生徒が学年を超えて一堂に集まることを避けるため、校内放送やICTを活用すること。

- (2) 文化祭、体育祭等

ア 本通知の趣旨を踏まえ慎重に検討し、実施する場合は、児童生徒及び教職員のみで実施すること。

イ 準備日を含め、感染防止対策を徹底すること。また、発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校しないよう徹底すること。

ウ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、昼食・休憩の際の感染防止対策を徹底すること。

エ 全校児童生徒が集まるような開会行事等については、児童生徒が学年を超えて一堂に集まることを避けるため、校内放送やICTを活用すること。

オ 音楽やステージの発表については、身体的距離を確保した上で、椅子に座って鑑賞できるように工夫すること。

- (3) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

本県又は目的地が、緊急事態宣言期間である場合は、延期又は中止すること。

- (4) 遠足など、泊を伴わない校外行事

本県又は目的地が、緊急事態宣言期間である場合は、県境を越えるものについては、延期又は中止すること。

なお、県内において実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

6 部活動について

- (1) 基本的な考え方

ア 土日等の生徒の接触機会を削減する。

イ 生徒の心身の健康維持の一助とするため、必要最小限の範囲で一定程度実施する。

(2) 活動日数等

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
週2日以内 (平日のみ)	90分以内	禁止	禁止

- ※ 分散登校による授業を実施している際は、登校している生徒のみの活動とすること。
(生徒を午前・午後で分散登校させる場合、午前中に登校した生徒は部活動を行わずに帰宅させること。)
- ※ 各種大会やコンクールに出場する場合は、大会の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。ただし、上記における合同練習や練習試合等については、自校を含めて2校のみでの活動とし、他の都道府県の学校との活動は行わない。
- ※ 上記の期間においては、分散登校を行っている場合でも、やむを得ず必要な場合に限って、大会に出場を予定する生徒を部活動の時間に合わせて集合させて練習を行うことも可能とする。ただし、平日2日の範囲を超える活動を行う生徒の人数については、必要最小限とすること。

ア 大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動することができることとする。

イ 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。

ウ 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

また、学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。さらに、参加人数等については県の対処方針の基準に従うこと。

(3) 留意事項

ア コロナ禍における活動について、練習等が必要最小限の活動となるよう改めて見直し、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動すること。

イ 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底すること。

ウ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わないこと。

エ 部室の使用の制限（原則禁止）や直帰を徹底すること。

オ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底すること。

カ 水分補給での感染防止対策を徹底すること。

キ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底すること。

- ク 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。
- ケ 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整えること。(参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような不適切な対応は、絶対に行わない。)
- コ 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、出場する大会やコンクール等については、特に慎重に検討すること。

7 学校説明会等について

地域の感染状況や参加者の交通手段等を踏まえ、実施については適切に判断すること。なお、実施する際には以下の点に留意すること。

- (1) 希望者に対し、事前に検温等の健康観察を行い、発熱等の風邪症状がある場合は参加を見送るよう周知すること。
- (2) 参加者に対し、校内だけでなく、行き帰りの公共交通機関においてもマスクの正しい着用を周知徹底すること。
- (3) 緊急時に連絡が取れるように参加者の氏名や中学校名等を把握すること。
- (4) 手指消毒ができるよう消毒用アルコール等を設置すること。
- (5) 十分な身体的距離を可能な限り 2 m (最低 1 m) 確保すること。
- (6) 会場内の換気を徹底すること。
- (7) 参加者には近距離での会話を控えるよう周知徹底すること。
(個別相談等は飛沫防止パネルを設置する等の対策を取ること。)

8 やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する ICT 活用等による学習指導について

- (1) やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないよう、例えば、Google Classroom や zoom などを活用した同時双方向の学習指導など、オンライン学習を積極的に取り組むこと。
- (2) オンラインを活用した学習指導を行う際は、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。詳細は、令和 3 年 3 月 9 日付け教高指第 2 1 4 9 号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について (通知)」及び令和 3 年 3 月 3 0 日付け教高指第 2 3 5 5 - 1 号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない生徒の学習指導について (通知)」を参照すること。
- (3) ICT を活用したオンライン学習については、地域や学校、児童生徒の実情を踏まえながら、対応策を具体的に検討し、実施すること。(別添資料 3 参照)
- (4) 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、令和 2 年 8 月 1 1 日付事務連絡「県立学校の ICT 環境整備について (通知)」で整備した LTE タブレットを貸し出したり、特別に登校させたりするなど柔軟に対応すること。

9 進路指導について

(1) 進学指導

- ア 大学入学者選抜の日程は、令和3年6月10日付け教高指第643号「令和4年度大学入学者選抜実施要項」で通知したとおり。
- イ オンラインによる個人面接などICTの活用等が必要な場合、通信の不具合があった場合に備えて大学へ連絡する手順を定めるなど、適切に対応すること。
- ウ 大学入学共通テストの出願指導等については令和3年7月30日付け教高指第1132号「令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出願受付等の説明資料等の確認について」により、適切に対応すること。

(2) 就職指導

- ア 就職活動の日程は、現時点では変更はない。
 - ・ 応募者の推薦開始 9月 5日
 - ・ 応募者の選考開始 9月16日
- イ 新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者においては、採用選考等について日程変更も含め、柔軟な対応を取るよう、事業所と密に連絡を図ること。
- ウ 就職指導にあたっては、令和3年5月12日付け事務連絡「令和3年度就職指導にあたって ver. 2」を参考とすること。

10 児童生徒の心のケアについて

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続していくことは、児童生徒にさまざまな不安やストレスを抱かせていることが懸念される。まずは、教職員が児童生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応をすることが肝要である。あわせて児童生徒・保護者に対し、様々な相談窓口があることを積極的に周知すること。

また、生徒指導課がこれまで発出した児童生徒の自殺予防に関する通知等を参考に、引き続き必要に応じてICTの活用も図りつつ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の心の変化を的確に把握し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。

なお、新たに発出した下記の通知の内容をも踏まえ、児童生徒の自殺予防を徹底すること。

【参考】令和3年8月20日付け【教生指第348号】

「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和3年度「自殺予防週間」の実施について（通知）」

11 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取り扱いをすること。

1 2 家庭へのお願いについて

「児童生徒及び同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校せずに自宅で休養する」ことを保護者等に依頼すること。

1 3 教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策について

教職員についても、マスクの着用や健康観察の徹底など、児童生徒と同様に基本的な感染予防対策に改めて留意すること。

また、長期に渡り、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神的な緊張や心身の負担が懸念されるところであり、現下の感染状況に鑑み、新学期を迎えることに不安を抱えている教職員も少なくないと考えられる。

福利課では保健師による健康相談を実施しているほか、公立学校共済組合や公立学校共済組合埼玉支部では健康相談事業を実施しているので、別添リーフレットを適宜活用し改めて教職員へ周知をすること。(別添資料4)

1 4 別添資料

- (1) 令和3年8月25日開催 埼玉県新型感染症専門家会議資料(抜粋)
「夏季休業終了後の県立学校の対応(緊急事態宣言期間中)」
- (2) 令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡
「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」
- (3) ICTを活用したオンライン学習参考例(ICT教育推進課 資料)
- (4) 公立学校共済組合 健康相談事業リーフレット(福利課 資料)

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【ICT活用に関すること】

担 当 ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-6625

【生徒指導に関すること】

担 当 生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電 話 048-830-6907

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971